

# 大学生による自然環境の保全及び創造活動支援事業実施要綱

## 1 目的

この要綱は、(公財)かながわトラストみどり財団(以下、「財団」という。)が、神奈川県内における自然環境の保全と創造を目的に活動する大学の学生によるサークル、クラブ等(以下、「サークル等」という。)に対してその活動経費を助成することにより、学生の自然環境に関する理解と保全意識の向上を促進し、みどりを守り育てるサークル等の発展及び人材の育成を図る。

## 2 助成対象団体

助成の交付対象となるサークル等は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自然環境の保全と創造を目的に活動する大学生によって構成されていること
- (2) 規約等により適正な運営が行われていることが確実と認められること
- (3) 営利を目的としないこと

## 3 助成対象事業

サークル等が主体的に、単独または他の団体や大学と連携して活動する次の(1)~(5)の事業であって、自然環境の保全と創造に資するもの。ただし、当財団、県、市町村、団体等からの補助・助成等が重複しない事業に限る。

- (1) 自然環境の保全及び育成や維持管理活動(動植物、里山、海域・水辺、森林の保全)
- (2) 環境整備活動(管理作業、森林整備、緑化活動)
- (3) 調査活動(動植物、地形地質、海域・水辺、生態系)
- (4) 小中高等を対象とした環境教育活動
- (5) その他、目的に照らし、適当と認められるもの

なお、以下の要件を満たすものとする。

- ・活動にあたっては、土地の権限を有するものとの調整がなされていること
- ・野外の活動の場合には参加者に傷害保険をかけること

## 4 助成対象経費

助成の額は、「みどりの活動支援基金」の運用益を財源に予算の範囲内で別途定めるとし、助成対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 物品・資材費等
- (2) 印刷製本費
- (3) 保険料
- (4) 交通費
- (5) その他、自然環境の保全及び創造活動に必要と認められる経費

## 5 事業の実施期間

助成の対象となる事業の実施期間は、採択通知を受けた当年4月から翌年の3月20日までの間に確実に完了し、実績報告ができるものとする。

## 6 公募方法

財団ホームページ、神奈川県内の大学事務局を通じて公募する。

## 7 応募方法

活動支援を希望するサークル等(以下、「申請サークル等」という。)は、申請書(様式1)に必要書類を添えて財団に提出しなければならない。

## 8 審査及び結果の通知

申請サークル等から前項に基づき、申請があったときには、理事長は、申請の内容を審査し、助成事業の採択または不採択及び助成額を決定し、申請サークル等にその結果を通知するものとする。なお、審査にあたり必要に応じて申請サークル等に説明を求めることができるものとする。

## 9 事業の変更・中止

事業の内容変更、中止をする場合は、速やかに財団に相談し、必要に応じて変更・中止承認申請書(様式2)を理事長に提出しなければならない。

## 10 報告

助成事業として採択されたサークル等(以下、「助成サークル等」という。)は、事業が完了した日から20日以内または財団の指定する期日のいずれか早い日までに報告書(様式3)に必要書類を添えて財団に提出しなければならない。

## 11 助成金の交付

- (1) 財団は、助成サークル等からの報告書を審査し、助成対象事業及び助成金の額を確定し、助成サークル等が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、助成金を交付するものとする。なお、財団は、助成サークル等からの報告書の審査にあたって、必要と認められる場合には帳票類及び現地調査を求めることができる。
- (2) 助成サークル等は事業実施にあたり、必要な場合は助成額の概算払請求(様式8)することができる。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。